

## 意見書

### 第 11 回流域委員会における「治水計画の詳細検討」について

2005 年 1 月 18 日

武庫川流域委員会  
委員長 松本 誠 様

委員 岡田 隆

武庫川流域委員会の運営についてはご尽力頂きありがとうございます。

第 11 回流域委員会の議事骨子を 1 月 17 日に送信頂きました。そのうち標記「治水計画の検討」については、当日の議論の経過を省みた結果、以下のように考えます。第 14 回運営委員会においてご検討頂きますようお願いいたします。

#### 1. 引き伸ばし倍率等の議論について

私の提出した意見書に基づいて、基本高水ピーク流量設定の為の議論がなされ、その結果としてピーク流量設定に至る引き伸ばし倍率について、河川管理者のプレゼンテーションとの相違点が鮮明になり、この問題についての理解が深まったことは事実と思いますが、これで結論が出たとは考えられません。

前回の議論では、河川管理者が今まで説明しなかった、引き伸ばし倍率を 2.5 倍とした理由についてコメントがありましたが、それについての合意が得られたわけではなく、こうした見解の相違はほとんどの部分で平行線を保ったままです。

これをそのままにして他の議論に移ると、後の段階（例えば計画対象降雨群の設定など）で、再び引き伸ばし倍率の議論を行う必要に迫られることとなります。

次回、流域平均雨量の算定について検討することについては異議を申し立てるものではありませんが、引き伸ばし倍率については、まだ結論が得られていない事を確認して頂きたいと思います。

流域委員会は河川管理者の見解に拘ることなく、独自の案を立てればよい、というのはまさにその通りですが、少なくともその見解の相違がどこにあるかをお互いが理解し、確認することは最低限必要であると考えます。

#### 2. 河川砂防技術基準に記載された「基本高水の決定」について

第 8 回流域委員会 資料 5 - 2 に示された改訂新版 建設省河川砂防技術（案）同解説 計画編 2.6 基本高水の決定 で示された「図 2-3 基本高水の決定」のフローチャート（p.24）が平成 16 年 3 月に改定された河川砂防技術基準に基づくものであるならば、兵庫県河川管理者の解釈は、このチャートの引き伸ばし倍率及びカバー率に関

する記述とも異なった解釈をとっています。(第9回流域委員会資料4-7P.2)この相違点についても一致が見られず、現在までの議論を続けても新しい進展が見られるとは思われません。これを打開する為の一案として、技術基準の作成当事者である国土交通省の見解をたずことを提案します。各地で「流域委員会」づくりを進めているのは国交省ですから、協力は必ず得られると思います。

### 3. 流域平均雨量の設定等、今後の議論について

平成14年3月に発行された、「武庫川水系 武庫川治水計画検討業務報告書」(河促第2700-0-S20)は私が前回の流域委員会でも言及しましたが、もっと有効に活用すべきです。流域委員会委員の中でも、余りその存在に気づいていない方も多いのではないかと思います。折角膨大な報告書を作成しているのに活用しないのでは無駄遣いに繋がりがねません。この際必要な項目については資料として積極的に配布すべきだと思います。

特に上記のうち1.及び2.は今後基本高水流量の議論を深めていく上で、このまま行くと論点が拡散する一方で、結論に達する迄の時間を浪費することになるのでは、と心配します。

ご賢察の上、対処されるようお願いいたします。